

VIII

戦時体制への時代

相づぐ増税と戦時体制の組立て

昭和六年（一九二二）六月の満州事変勃発をきっかけにして、関東軍の進撃が始まり、ついで満州国が建てられ、北満への屯田移民が盛んになる頃は、おいおい軍需景気が抬頭して、経済界にも活況を見せてきた。昭和初頭以来のどん底不況が、次第にその喘ぎを脱し、酒価も引上げにむかい、需要も増大した。そして一二年七月には北支事変、つづいて上海事変が勃発し、全面的な中国大陸進攻が展開されると、益々軍需景気が進展した。

六年には、史上空前の八万二千石に落ちこんだ本県の清酒生産高も、八年には一万五千石に取戻し、九年には一二万三千石に復活、爾後一〇万石台を維持し、定着した。しかし、この時、業者たちが戦争と税金のからみ合いを忘れるわけにはいかなかつたし、政府もまた大衆課税による戦費の生み出しを狙っていた。それが、明治以来の経験だったのである。

ここで、支那事変から太平洋戦争へとむかつた過程の中における酒税増徴の足どりを見ておこう。一二年には、早くも本税石当り四〇円のほかに戦時特別税五円がかけられ、翌年には本税、特別税の上に更に物品税五円をおこし、引続いて翌年には物品税を一〇円に引上げた。一五年には戦時特別税と物品税を廃したけれども、その代り本税を四五円に引上げ、新たに二五円の庫出税を設定し、その庫出税を一六年には、いきなり二倍余の五五円に引上げた。

一八年には、造石税と庫出税を併せて級別制度とし、石当り一級五一五円、二級三四〇円、三級二二〇円、四級一〇〇円となつたが、翌年には、庫出税一本にしぼってこれを酒税となし、一級九九五円、二級六二〇円、三級三四〇円に引上げて四級を廃した。終戦の二〇年には、三級をも廃して、一級に一、二四五円、二級に五八五円を課した。昭和一二年以来の一〇年間に、一級酒に例をとれば何んと二七倍になり、明治一三年、初めて造石税が設定された日の一円にくらべれば、正に六五五倍を超えたのである。

このような激しい戦時増徴への出発が始まつた昭和一二年頃、業者たちがそのことに頭を痛め、兎も角も、取れば幾らでも取れる大

衆負担に、政府が狙いをつけたのも当然でなければならない。その初めに、業者たちは「税源保護の施策を伴わずして、いたずらに増徴だけに拍車をかけるならば、酒造家は相ついで倒産し、ついに税源を枯れ果てさせるであろう」と声を大にし、援護策として、庫出税の即時実施、酒類販売業の免許制、酒造組合に対する生産販売の統制権付与という、三大項目を要求した。

勿論、このことは政府でも考えなければならない問題であった。業者を援護して税源の全きを期し、その上に、戦費生み出しのための貯蓄も強い、軍用飛行機の献納も要請していかなければならなかつたからである。昭和恐慌以来、全国で年々百軒近い倒産や転廃業者が出ていたし、販売業界もまた仲買、卸、小売合して二五万人に及ぶ多数が乱立して、年々その二割ぐらいが転廃していくという実態であった。この不安定さを是正しない限り、確かに、極みなく増徴していかなければならない酒税の保全もできないのである。

そこで政府は、一二年一〇月、まず酒造組合法を改正し、組合定款の中に統制規則を織りこませた。酒造組合中央会から県酒聯、そこから更に単組へとつながる一本建ての機構を確立し、その元糸を大蔵省が握つて、組合自主の生産と販売統制を行わせようとしたのである。

昭和十二年十一月八日

長野県酒造組合聯合会長 林 七六

よつてこれが匡救策の一として法律第五十四号酒造組合法の改正施行により、十月一日より組合員の営業に関する統制を実施し得ることになりたるを以て、醸造業の健全なる発達をはかるべくここに定疑を変更し、これに応ずる統制規程を設定せんとする所以なり。

長野県酒造組合聯合会統制規程

不備とに基因して自ら濫造濫売の悪弊を馴致し、且つ延べ取引の商習慣

は今なお打破し難く、ために売掛代金の停滞を余儀なくして回収困難に陥り、延いては国庫に対し各納期毎に酒造税を完納することの甚しき苦痛を感じるもの少なからず、その苦痛全く世人の想像外にありといふも敢て過言にあらざるべし。今これを酒類中の大宗たる清酒製造業について、最近十カ年間における統計に徹するに、その消費高は国内人口の増加に反し却て二割一分二厘の減少を示し、且つ業者の倒産廃業するもの相次ぎ、その減率実に二割一分六厘に達する現状なり。

第一条 本会に於て酒類製造業の健全なる発達を図る為酒類の生産又は販売に関する統制を行ふ場合には本規程に依るものとす

第二条 本会の統制委員会は酒類の生産又は販売（卸売又は小売の価格、販売方法、容器視格の一定其他）に関する重要事項を審議決定す

第三条 統制委員会には役員の外若干名の顧問を置くことを得、顧問は

統制委員会に於て之を推薦す

第四条 統制委員会は会長に於て必要と認めたるとき又は委員の三分の

一以上の要求ありたるとき隨時之を開く

第五条 統制事項を実行せむとするときは予め総会の決議を経て地方長官の認可を受くるものとす、但し酒造組合中央会の行う統制に基きて行う場合は此の限に在らず

第六条 本会が酒造組合中央会より其の統制規程に基き酒類生産石数の配分を受けたるときは組合員たる酒造組合に前年度（統制を行ふ年の直前の酒造年度）の製成石数に比例して之を配分するものとす、但し酒造組合中央会に於て別段決定したる場合は之に従う

組合員が前年度に於て已むを得ざる事由に因り全部又は一部の製造を為さざりしときは最近の実績の範囲内に於て統刷委員長之が生産石数を決定するものとす

第七条 酒造組合は本会より配分せられたる生産石数の一部を本会の承認を経て他の酒造組合に譲渡することを得

第八条 本会に於て酒類の販売価格の適正を保ち酒類濫売の弊を防止する為其の販売価格の統制を為さむとするときは酒類の種類毎に卸売価格の最低価格を決定するものとす、但し清酒の最低価格は等級を設けて決定することを得

第九条 本会は酒造組合に対し前条に依り決定したる販売価格の維持に必要なる処置を命ずることを得

第十条 酒造組合に於て第六条の配分石数を超えて酒類を製造したるときは会は其の超過石数一石に付金十円の割合に依り算出したる金額に相当する過怠金を酒造組合より徴収す、但し左の場合に於て所轄稅務署長の証明あるときは此の限に在らず

イ、酒造組合の組合員が特殊の事由に依り酒造組合に予め申告して其

の配分石数以下の製造を為したる為翌年度又は翌々年度に於て減産前の配分石数を超過したるとき
ロ、酒造組合の組合員が前年度に於て已むを得ざる事由に因り全部又は一部の製造を為さざりし為最近の実績の範囲内に於て製造したるに基づき配分石数を超過したるとき

ハ、酒造組合員の生産石数が組合の配分石数を超過して製造したる場合に於て其の超過石数が配分石数の百分の一未満（連続式蒸餾機により製造したる焼酎に在りては百分の〇・五未満）なるとき、但し其の超過石数は翌年度に於て配分石数の基準となる製成石数に算入せざるものとす

ニ、酒造組合の組合員が酒税法第五条の規定する制限石数に達するを限度として製造したるに基因し配分石数を超過したるとき

ホ、配分石数決定後に於て新に酒類製造の免許を受けたる者が税務署長の定むる生産石数を製造したるに基因し配分石数を超過したるとき

第十二条 本会が酒造組合中央会より過怠金に相当する金額を課せられたるときは酒造組合中央会長の命令したる統制事項に違反したる者の属する酒造組合より其の過怠金に相当する金額を徴収するものとす

第十三条 酒造組合長は統制規則に従わざ組合員あることを認めたるときは速かに聯合会長に報告するものとす、聯合会長その報告をうけたるとき又は酒造組合が統制規程に従わざることを認知したるときは速

かに地方長官、税務監督局長及び酒造組合中央会長に報告すること

第十四条 酒造組合は毎月各酒類製成石数を所轄税務署長の証明を受け

翌月十日迄に聯合会に報告するものとす

かくて、それぞれの系統機関が統制規程を設定し、ここに、戦時体制組立てへの第一歩が始まつたのである。

生産統制始まり、業界安定す

生産と販売統制の機構が組立てられると、大蔵省がその統制の在り方について指導方針を打出し、自主の名において、中央会がそれの実施にあたつた。統制は、昭和一一年における各造家の実績を基準にし、それに一二年度の製造石数を割当配分するものであり、本県の基準石数は一〇九、〇六三石と認定されて、いよいよ第一年目を発足したのであるが、第一年目の生産割当は前年の実績通りと決められた。

大蔵省の生産統制指導方針

一、根本方針として、統制は各年の事前の酒造年度を一応の基準とする。したがつて一二年度の生産量は各組合の一一年度の実績を基本石数として分配する。

二、統制の対象は清酒、連續式蒸溜機によつて製成される焼酎、新式味噌として旧式焼酎、旧式味噌、濁酒、白酒は除外する。

三、北支、満州、ハワイ方面に輸出する石数は内地の消費に關係しない。

いから輸出を開拓した分は制限から除外する。

四、全国七、五〇〇の醸造家に対し一概に一一年度の実績に依るとい

つても、中には特別の事情のもとに氣の毒な業者もあらうから、それを救済してうまい味のある自主的統制をやつてもらうために、各組合に対し組合長の権限内で自由に配分できる石数、即ちその組合の総配分量の百分の一未満を与える。しかし、それを全組合員でわけどつてはいけない。三分の一以内の組合員にわけるのを原則とし一、〇〇〇石以上の実

第十五条 前各条に規定なき事項に関しては定款の規定を準用し定款に規定なき事項に関しては統制委員会に附議し決定するものとす

第十六条 本規程を変更せむとする場合は総会の決議を要するものとす

績を持つ者にはわけ前を遠慮してもらう。

六、今まで税務署長の権限であった新免許を大蔵省の免許とし、全国的な調整をはかる。したがって新免許は实际上むづかしくなった。

七、継承免許、即ち他人の蔵を買いとったものに対しては、その蔵に前年の実績がある場合はその実績通り、一、二年休蔵していた場合は休

藏直前の実績通り配分する。

八、税務署長に無断で新蔵を建てたり、規模を大きくしても割当てはやらないし、初めから休蔵を復活して権利を得ることが目的のものにも配分はしない。三年以上休蔵しているものは、この際思い切って整理する。

この生産統制は業界を安定せしめるのに大きく役立った。明治この方、盛衰興亡の激しさに絶えずおびやかされていた業界が、定着し、活況をおびていった。積極的な業者たちは、新免許や新蔵建て増しは容易でないが、継承免許がゆるされていてそれを活用し、他人の蔵を買ってきて、自らの規模を拡大し、生産量をふやすことを考えた。やがては、造石権斡旋のブローカーが出、それにプレミヤムがつくようになつたほどである。

灘の大資本が石当り一四〇円で、飯田地方に蔵を買ひにきたのもその頃であり、奥信濃の山田荘左衛門が中野税務署長塚田与五郎の斡旋をうけて、静岡県下の福泉から、石当り一四〇円を以て一、五〇〇石を買取り、近隣の市村郁夫や塩入治右衛門にも分譲の上、規模の拡充をはかったのもその頃である。二級酒一石卸七〇円という時代に、一四〇円という造石権はかなり高いものであつたが、それでもなお規模を拡大しようとする業者のいたことは、当時の業界の安定と活況ぶりを物語つている。

山田頼五が「江戸時代から多少の酒は造っていたが、いつも片手間であり、親類の者にまかせておいた。父荘左衛門ばむしろ製糸場に力を注いでいたが、昭和恐慌でそれがつぶれてしまつたため、家業の酒造りに専心することを決心し、身代を棒に振る覚悟で全財産を投げて、福泉から買ってきた」と語っていた。

△伊藤保平中央会長のあいさつ△ 酒造生産統制の第一年たる昭和十二酒造年度の実績は、組合員各位の自覚と政府当局の指導支援により、全国を通じて統制違反者全然なく、至極円満に終始し得ましたことは、各位のご苦労に対し深謝するところであります。統制一年目は目下実施中だが、これも円滑に終始する見込みです。他の平和産業には時局の影響によつて経営困難に陥り、転業或は廃業の余儀なきに至れる者など、相当多数を算する中にありまして、わが酒造業界が一人の落伍者を出すこともなく、却て、休

造者の復活を見るなど、全く業界の安定を見るにいたつたことは、さきに実施された酒類販売免許制度と相俟つて生産統制がもたらした成果であります。

しかしながら時局の緊迫感は、わが業界の前途にも幾多の難関が横たわっていることを示唆しています。その第一は統制経済の強化に伴う諸物資の入手難、ならびに価格の騰貴であります。これらに関する問題は関係主務当局に対し、特免方や価格の抑制など種々陳情請願中で、酒袋用の綿糸は既に所要の特免をうけて配給中であり、王冠コルクについても近く第一回の割当てができる予定であります。この配給のみではとうてい我々の苦痛を全く緩和し得るものではなく、今後も樽材、酒壇などと合せ当局への請願を続けます。更に酒価の協定を以てする抑制の影響でありますが、各位には充分に時局の重大を認識せられ、忍び難きを忍んで、銃後国民としての固い決意を以て難局の打開に処されたのであります。

販売免許制と小売店の再配置

臨戦体制としての生産統制が実施された翌一三年には、酒類販売の免許登録制も布かれ、大蔵大臣賀屋興宣が「現在わが国の卸、仲買、小売業者は二五万人の多きに及び、しかも営業主の変更が一年を通じてその三割にも達しているため、醸造業者が売掛金の回収に困難を來し、その結果酒税の納入に支障を生ずる実情にあるので、醸造業者多年の要望を容れて免許制を実施した」と説明を加えた。

免許登録の結果、販売業者は廃業の時にも免許取消しを申請して承認をうけなければならなくなり、二年以上引続いて休業し、或は酒税法に違反の場合は免許を取消されることになった。八百屋が勝手に酒を扱ったり、雑貨店の片隅に酒を並べて、いつでも好きな時に商売を始めたり、やめたりすることは最早や出来なくなつたし、新らしい免許にも制約が加えられた。明治以来の自由な開廃業に終止符が打たれ、流通機構の大きな変革であった。

当時の小売店分布状況は、都市部よりも農村部に多かつた。免許制が実施された一三年に、名古屋税務監督局が調査した管下六県の

		酒類販売業の実態(昭和13年)			
		都市部		郡部	
		業者数	人口1万当り	業者数	人口1万当り
大都市	東京	3,214	22	4,410	31
集団地	百米	1,077	23	5,915	40
(町又は市街地)	五百円	989	39	2,937	32
	千円	428	20	4,650	46
	二千円	745	29	6,617	45
	三千円	749	28	8,028	46
	四千円	計	6,082	23	32,568
	五千円				

▼資産制限(小売の場合)

市 集 団 地	村 落	(町又は市街地)	東 京	名古屋
大都市	東京	五百円	千円	一千五百円
集団地	百米	五百円	千円	五千円
(町又は市街地)	五百円	千円	二千円	三千円
	一千円	二千円	三千円	四千円
	二千円以上	三千円以上	四千円以上	五千円以上

▼距離制限

区 分	卸 売	小 売	卸 売	小 売	個人(資産)
市 町 部 又 は 地 部	一万円以上	五千円以上	五千円以上	二千五百円以上	
市 町 部 又 は 地 部	五千円以上	二千五百円以上	二千円以上	一千円以上	
村落部	二千円以上	一千円以上	一千円以上	五百円以上	

実態は上表の如くであった。人口一万当りの業者数が都市部では平均二三人であるのに対し農村部は四〇人、ほとんど倍の密度であった。村々の中には、酒も扱う「なんでも屋」が多かったのであり、本県では都市部に七四五、郡部に六、六一七人の業者を数えて、いずれも六県平均を可成り上回っていた。免許制が実施されると、名古屋監督局では、新規免許について次のような制限方針を打出した。

村落 同上
一部落毎
一免許

▼売上数量の制限

東京局 三石以上
名古屋局 二十石以上

因ニ名古屋局取扱規程詳細次ノ如シ

記

▼新規免許は一般の例に依るの外左記条件を具ふる者に之を与えること

(一) 資産信用に関する制限

酒税保全上一定の資産信用を有するものに限ることとし大体左記標準に拠ること

拠ること

(イ) 相当の社会的信用ある者たること

(ロ) 左記程度の資産(法人に在りては払込済資本金)を有すること

法 人(払込済資本金)

個 人(資 産)

大都市
集団地

百五十米
(町又は市街地)

三町

(町又は市街地)

二町

名古屋
市街部又は地部

村落部
二千円以上

五百円以上

一千円以上

五千円以上

一万円以上

二千五百円以上

三千円以上

備考 卸小売を兼ねるものは卸売に依ること

資産の計算に当りては容易に換価し難き性質の資産又は回収困難と認めらるる債権の如きは計算より除外すること

(ハ) 酒類製造者又は酒類販売業者の徒弟にして前記業者から後援する場合又は出征軍人の遺族若は帰郷出征軍人の開業に付ては前項資産制限は其の二分の一迄緩和すること

(二) 開業場所に関する制限

分布状況は地方の発展性を検査し需給の円滑を期すべきは勿論なるも尚既免許者の權益に留意し左記に依り取扱うこと

(イ) 市街地又は税務署所在地より一里以上の距離ある場合と雖も需給関係上必要と認めたるときは他の条件を具備するに於ては可成免

許を与えること

(ロ) 開業場所と最寄販売場との間には相当の距離を存せしむること

酒類販売業者の組織する組合に於て自治的に開業場所の距離制限等を為したる場合は之を参照し組合の定めなきときは土地の事情により適当に決定すること

(ハ) 距離の制限は土地の事情に依り一定するを得ざるも大体市部二十以上、町部又は市街地 三町以上、村落部 一部落一人として百戸を超ゆるものは百戸又は其の端数を増す毎に一人

(三) 取扱石数及兼業者に関する制限

(イ) 一年の取扱見込石数二十石以上のものたること

(ロ) 兼業としての開業は可成之を認めざること

(ハ) 土地の情況に依り需給上必要あるとき又は第三号但書該當者の開業に付てはイ、ロの制限を緩和すること

一、其の地方に於ける酒類の需給関係に付同業組合、商業組合又は申合せ組合等酒類販売業者の組織する組合に諮問して免許の参考に資すること

すること

三、既往に於て酒類販売業を営みたることある者は廃業後一ヶ年を経過せざる者は免許を与へざること、但し応召、疾病等口むことを得ざる事由に因り廃業したる者は此の限に在らず

四、免許は当分の間免許条件の具否組合諮問に対する答申の要領及許否に対する意見を具し稟申の上決行すること

これらの基準にしたがつて、免許制実施後一年目の一四年四月、県下では凡そ九千人の業者が登録された。この総数は、一年前の実態よりもむしろ増えているが、これは、新規免許にはきつい条件が付されたけれども、まだ旧来の業者には先占特權を認めていたからである。つまり、この登録制は、当面企業整備的意図を強く持つものではなく、売掛金の回収を困難ならしむるような業者の異動を防ぐところに主眼がおかれたのである。

ところが、実際的には、九千人もが登録したその年から、既に続々と廃業届を出すものが増加していった。免許をとつて、登録番号

の看板は掲げて見たけれども、生産制限が急速に強化され、売るべき酒が醸造元から廻されてこなくなってしまったからである。小売店のショーウィンドウには鶏が遊んでおり、開店休業の日が続いた。そして、太平洋戦争に突入した頃には、中小企業整備法が発せられて、開店休業の若い店主が相ついで軍需工場に狩り立てられていったのである。

憤激に始まつた公定価格の推移

一二年に生産統制、一三年に販売免許制が実施されると、追っかけて、一四年には酒類の公定価格が制定された。戦争インフレに依る物価騰貴を抑えなければならないことに必死な政府が、他のすべての物資と同じように、酒にも公価をいい渡したのである。

一四年三月、突如として、国家総動員法に基く物品販売取締規則を発動し、あらゆる物品の値上げにストップがかけられた。たとえば醸造関係においては、琺瑯鉄器を一三年八月三〇日、樽類を一三年一〇月五日、醤油を一四年一月三一日、味噌を一四年二月八日現在の取引値段に釘づけ、酒については、一四年三月四日の値段にストップしてしまい、それに石当り五円の物品税額を加えて、公定価格と決めたのである。

藩政この方の長い間、米価の高騰につれ、生産費の上昇にしたがって、業界自主のもとに年々酒価を協定し、それに当局の承認を受けるという方式をとっていたものが、ここに至つて、完全にその決定権を政府に移され、一方的にいい渡されたのである。四月一日、公価決定の商工省告示に接するや、酒造組合中央会は、直ちに次の報告を系統機関に流して、事の重要性を強調した。

△酒造通信△ 生産統制に入る時も、免許制を実施する時も、大蔵省は常に業界と話し合い、事前に方針を内示して、ともかくも組合自主の名において行わしめてきたのに、この公価決定については全く何らの話合いもなく、一片の内示すらもなく、突如として、抜打ち的な釘付、生産費を無視した公価の制定、甚だ遺憾に堪えない。当然、闇取引を考えられようが、重大な時局に立つ国民として、それが許されるところではない。事態は、営業者として当然な利潤の目的を放棄し、手数料の名目のもとに呻吟せざるを得ない

段階へ來た。

かくて、酒価決定権を業者の自主から官僚の手に移し終えた政府は、間もなく、その決定権を地方長官に移譲した。府県ごとに地方物価委員会を設け、経済警察を動員して市場調査を行った上、生産費のことよりも、むしろ低物価政策を至上命令として、酒価もまた取り決められることになったのである。ここにおいて、中央会は再び府県系統機関への警告を発しなければならなかつた。

△中央会からの警告▽ 近来、各府県は経済警察を動員して実際市場の取引価格を調査し、合理的な生産費の基準もなく、ただ安くとのみ考えて地方価格を制定せんとする例甚だ多きを加う。経済警察の調査には、販売価格中には親族その他の縁故関係による特別割引価格に依るものや、金融のため採算を度外視して濫売せるものなどをも包含せるに拘らず、これらさえ除外することなく、却てこれを実際市価なりと信じて、地方価格を決定しつつあり。われらは断じて低物価の国策に逆くものには非ざるも、最低限の利益を獲保し、生活安定の保障を得んとするは当然の要求と信じ、酒造家代表が地方物価委員会に参加の場合は、このことを充分に諒せられたい。

一四年二月二七日の県報を以て、長野県では次の価格を決定、発表した。当時、公価制定の作業にあたつた技師三井毅が「原案を通産省に見せたとき、少し高か過ぎるではないかといわれたが、現に、酒屋の蔵には延々たる買い手の行列が続き、あたかも暴動寸前の様子さえうかがわれたので、多少は高値に公定し、醸造家の出荷意欲を促がさなければならないと思った」と、その頃を回想している。当時、灘の本場吟醸一級が小売二円五十銭以内と決められた。

長野県告示第九百十六号

価格等統制令第七条ノ規定ニ依リ長野県ニ於ケル価格ヲ左ノ通指定ス

等 級	(一)壇詰 (一升詰一本ニ付)	二、県内産清酒
吟醸一級	卸売価格	一、円 九八銭以内
	小売価格	一、二二〇銭以内

長野県知事 富田 健治

昭和十四年十二月二十七日

憤激に始まった公定価格の推移

等級	(二) 樽詰 (四斗詰一樽ニ付)	卸売価格	小売価格	テ小売価格ニ依ルモノトス
吟醸一級	七四、〇〇以内	八二、〇〇以内	大吟白馬錦、金紋、北安大國正宗、大吟本金、特吟ヲバステ正宗、ダイヤ菊、大吟醸麗人、特吟松牡丹、舞の長、特吟福無量、金華富久蘭、特吟深志鶴、吟醸湖郷桜、吟醸愛の誉、建国桜な美、菊秀、黒松亀齡正宗、吟醸金鳳真澄、吟醸御園錦、大吟神渡、大吟御国春、特吟笑亀、吟醸晴光桜	四、壇詰ヲボール箱又ハ化粧箱詰ニテ販売スル場合ニ於テハボール箱ハ一本ニ付五銭以内化粧箱ハ一本ニ付十銭以内ヲ加算スルコトヲ得
吟醸二級	七〇、〇〇以内	七八、〇〇以内		
同三級	六四、〇〇以内	七一、〇〇以内		
上酒	五六、〇〇以内	六四、〇〇以内		
並酒	五四、〇〇以内	六〇、〇〇以内		
等級	(三) 量壳 (一升ニ付)	卸売価格	小売価格	等級別商標
吟醸一級	一、七五以内	二、二〇以内	大吟醸林岩波、松印井筒長、特撰白馬錦、吟醸初鶯正宗、吟醸白金、特選北安大國正宗、吟醸本金、特選千曲自慢、吟醸龍峠一、吟醸ヲバステ正宗、吟醸大吉野、大吟亀波、吟醸桂正宗、金笛横笛、特選ダイヤ鶴、吟醸宝ヶ池正宗、玉鈴、吟醸頬母鶴、麗人、吟醸麗容桜、優等葛泉吟醸七笑、金陵鷹、松牡丹、舞鷹、吟醸福無量、特選富久蘭、吟醸深志鶴、特選福如洋、吹寄、特選湖郷桜、大吟好筐、大吟醸興亞大日菊、金房高天、金盃愛の誉、特号安曇誉、金絞アルプス正宗、特選桜な美、吟醸沢の花、特選更級錦、金星笛の誉、本菊泉正宗、吟醸亀齡正宗、金鳳真澄、吟醸喜多の井、大吟醸喜久水、御園錦、中吟神渡、黒松御国	五、小売価格ハ持込又ハ店先渡価格トス
備考	一、前記樽詰ノ価格ハ裸又ハ荒糸巻ノ価格トシ本荷造ノ場合ハ一樽ニ付二円ヲ加算シ得ルモノトス			
二、前記以外ノ容量ノ樽詰及壇詰ノ価格ハ從来行ハレタル比例ニ依リテ之ヲ算出スルモノトス				
三、酒類販売免許者以外ノ者（飲食店料理店等）ハ販売スル場合ハ凡				

黒松仙醸、崇勲

一、前記樽詰ノ価格ハ裸又ハ荒糸巻ノ価格トシ本荷造ノ場合ハ一樽ニ付二円ヲ加算シ得ルモノトス

二、前記以外ノ容量ノ樽詰及壇詰ノ価格ハ從来行ハレタル比例ニ依リテ之ヲ算出スルモノトス

三、酒類販売免許者以外ノ者（飲食店料理店等）ハ販売スル場合ハ凡

備考

清酒のうち大蔵大臣指定酒については5月3日施行のものを掲ぐ。

雑酒は10月1日施行のものを掲ぐ。
容器加算額1升びん25銭(びん込)

16.12.1一部従価税制度創設
容器加算額1升びん16銭ビールびん10銭、
引取額1升びん5銭以上ビールびん4銭
以上

18.4.1級別課税制度創設
空びん引取額1升びん5銭ビールびん小売業者1銭地方ビール販売KK15銭中央ビール販売KK2銭

清酒第4級廃止、造石税廃止
本表価格は、同種同等の空びん引換えに販売する場合の価格であり、引換えない場合は次の金額を加算することができる。
1升びん35銭ビールびん15銭 720cc以上
15銭720cc未満10銭

空びん引取加算額の条件は19年4月と同じ
1升びん50銭ビールびん25銭 600cc以上25
銭600cc未満15銭

空どん引取加算額の条件は19年4月と同じ
1升びん2円、ビールびん1円600cc以上
1円、600cc未満60銭



暴利取締規則によって容器に貼付された規格証紙
混和酒は初め清酒と合成酒を混和したもの、18年頃からはアルコール酒も混和酒とされた

県内産吟釀酒ニシテ前記以外ノ商標酒ノ価格ハ
凡テ吟釀三級トス

しかし、銘柄別の公価には各方面から反対がおこってきた。今どき、銘柄別格差は意味をなさないというのである。良い酒を造りたくても、藏によつては優秀な杜氏が戦線へ狩り出されてしまつてゐるし、米が無くて、史上空前の大減産を來たし、酒でさえあればといふ大衆の要求ではないか。酒米の精白度さえ制限されて、全国ひとりく黒い米で造つており、もはや吟釀などは行い得ない。ために、品評会も一時中止の

憤激に始まった公定価格の推移

太平洋戦争下における酒類販売公定価格の足どり

(Aは生産者販売価格、Bは卸、Cは小売価格)

区分	清酒 指定酒 アルコール分16度 原エキス分33度	清酒 上等酒 アルコール分15度 原エキス分30度	清酒 中等酒 アルコール分14度 原エキス分28度	清酒 並等酒 アルコール分13度 原エキス分25度	清酒 上等酒 アルコール分16度 原エキス分30度	合成清酒 並等酒 アルコール分16度 原エキス分27度	合成清酒 並等酒 アルコール分14.5度 原エキス分30度	しうちゅう 果実酒 アルコール分30度	果実酒 上等酒 アルコール分10度	果実酒 並等酒 アルコール分7度
改正年月日	1升	同	同	同	同	同	同	640cc	同	
昭15.4.1	A	円 2.70	円 2.20	円 1.90	円 1.50	円 1.80	円 1.50	円 1.75	円	円
	B	2.85	2.35	2.05	1.60	1.95	1.60	1.90		
	C	3.20	2.70	2.40	1.90	2.30	1.90	2.25		
15.11.1	A	2.35	1.45	同上	1.34	1.34	同上	同上	1.08	.78
	B	2.50	1.60		1.47	1.47			1.19	.86
	C	2.80	1.95		1.70	1.75			1.45	1.05
16.12.1	A	2.78	1.74		1.63	同上	同上	2.05	1.16	.86
	B	2.88	1.84		1.73			2.20	1.27	.94
	C	3.18	2.19		2.04			2.55	1.53	1.13
17.9.1	A	同上	同上		同上	同上	同上	2.00	同上	同上
	B							2.15		
	C							2.50		
		清酒 第1級 アルコール分16度 原エキス分32度	清酒 第2級 アルコール分16度 原エキス分31度	清酒 第3級 アルコール分15度 原エキス分29度	清酒 第4級 アルコール分14度 原エキス分27度	合成清酒 第1級 アルコール分16度 原エキス分31度	合成清酒 第2級 アルコール分16度 原エキス分30度	しうちゅう 果実酒 アルコール分30度	果実酒 第2級 アルコール分10度	果実酒 第3級 アルコール分7度
18.4.1	A	6.44	4.50	3.01	2.84	3.22	2.86	3.00	1.70	1.22
	B	6.60	4.64	3.15	2.97	3.46	2.97	3.15	1.81	1.30
	C	7.00	5.00	3.50	3.00	3.80	3.30	3.50	2.07	1.49
		清酒 第1級 アルコール分16度 原エキス分31度	清酒 第2級 アルコール分16度 原エキス分30度	清酒 第3級 アルコール分15度 原エキス分28度		合成清酒 第1級 アルコール分16度 原エキス分30度	合成清酒 第2級 アルコール分15度 原エキス分28度	しうちゅう 果実酒 アルコール分25度	果実酒 第2級 アルコール分10度	果実酒 第3級 アルコール分7度
19.4.1	A	11.36	7.42	4.45		5.45	3.99	4.42	1.83	1.53
	B	11.55	7.59	4.62		5.62	4.14	4.60	2.01	1.69
	C	12.00	8.00	5.00		6.00	4.50	5.00	2.30	1.90
19.12.1	A	11.48	7.54	4.57		5.67	4.21	4.67	1.87	1.57
	B	11.77	7.81	4.84		5.84	4.36	4.90	2.08	1.76
	C	12.30	8.30	5.30		6.30	4.80	5.40	2.40	2.00
		清酒 第1級 アルコール分16度 原エキス分30度	清酒 第2級 アルコール分15度 原エキス分27.5度		合成清酒 アルコール分15度 原エキス分27.5度	しうちゅう アルコール分25度	果実酒 第2級 アルコール分10度	果実酒 第3級 アルコール分7度		
昭20.4.1	A	円 14.05~ 14.40 15.00	円 7.17 7.47 8.00		円 6.67 6.97 7.50	円 7.09 7.40 8.00	円 2.32 2.56 2.90	円 1.93 2.14 2.40		
21.1.19	A	15.05	7.87		8.09	8.80	2.95	2.48		
	B	15.70	8.55		8.55	9.31	3.27	2.76		
	C	17.00	9.50		9.50	10.50	3.70	3.10		

状況ではないか。今頃、銘柄による価格差など問題にならないという、反対の声がおこってきたのである。それにもう一つ、全国的な流通圏を持っている酒に、地方的な公価の制定は不適当だという要求もおこってきた。

そこで、各府県ごとの公価が制定された半年後には、早くもそれを改めて、全国的な統一価格に公定された。そして、すべての物品に暴利取締規則が公布され、酒には丸公の規格証紙を貼布しなければならなくなつた。一本一本のビンに大きくそれを表示し、消費者の前にその酒の規格を明らかならしめて、品質の悪化や横流しによる暴利を取締つたのである。それを取締るために経済警察と呼ぶものも出動したが、もはや、すべての物品に横流しや闇取引は殆んど常識化していた。

一五年四月、初めて全国統一の公価が決められたとき、銘柄別には重きをおかず、大蔵大臣指定の一部指定酒を除き、清酒はひとしく上、中、並等にわけられたが、一六年には中等を廃して上、並だけにしほり、更に一八年には一、二、三、四級に改め、一九年には四級を廃し、二〇年には三級酒をも廃して一、二級酒だけとした。

一六年に、中等級を廃して上、並だけに区分したとき、その代り、兵庫、京都、広島など本場の一五銘柄酒を特別価格の特級酒に指定したが、このことは賛否対立の激しい論争となつた。賛成派が「酒の値打がガタ落ちしてしまつた今日、せめて特別銘柄を残して、能う限り技術の保存に努めなければならない」と主張するのに對し、反対派は「精白制限や米不足で、いかに全国画一的な酒にガタ落ちしたとはいっても、なおそれには銘柄を保持し、吟醸をはげんでいる者もあるのに、一部の業者だけが陳情に功を奏して、特権を持つのは絶対反対だ」と強調するのであった。

一級酒、二級酒が始まつてからの級別認定は、一級酒については、大蔵大臣を会長とし、関係官庁および関係業者代表によつて組織された中央酒類委員会が春秋二回、製品を審査し、二級酒については各府県ごとに認定する仕組みであったが、そのために本県では県酒聯会長を会長とする長野県酒質鑑査会を設けた。三月、六月、一〇月の三回、貯蔵容器の異なるごとに、税務官吏や酒造組合幹部三名以上が立会つて、原酒四合ビン一本づつを採取し、終始暗号を以て規格鑑査と品質鑑査を行うのであつたが、本県の場合、中央委員会で受ける一級審査は千曲錦とダイヤ菊だけであり、その他の全部が県の二級審査であつた。

精白制限、つるべ落しの減石

臨戦下の生産統制は一二年から始められ、第一年目は前年の実績通り、二年目は一割三分減らしという風に進められて、業界も安定にむかつたものであるが、四年目、即ち一五年酒造年度になると、全く事情が一変してしまった。米が急速になくなってきたからである。「業界安定のため、酒税保全のため」の匡救施策で始まった筈の生産統制が、今や「米がないため、酒米を廻わせないため」の統制に変貌してしまったのである。

農村の青壯年が悉く大陸戦線へ狩り立てられ、その上、少年義勇隊まで編成して北満開拓にむかわせられると、村に残る者は年寄りや女子供だけとなつて、年ごとに田畠が荒れ始めた。長野県だけでも一〇数万の若者が徴兵され、数万の開拓団が持つて行かれたのであるから、米造りが急減したのも当然でなければならない。しかも、一三、四年には凶作がかさなつて、食糧不安が国民をおびやかしたものである。

一四年になると、政府は米穀搗精制限規則を発して、飯米の搗き減りを七分に止めしめ、この時から玄米食が始まった。「銀めしを喰いたい」「純綿の米を閾値でもいいから買いたい」という声が、ほうはいとしておこつてきたのもこの頃である。勿論、酒米を七分搗きにするわけにはいかなかつたが、これも原則的には一割五分減りを限度とし、それ以上は年々許可をうけなければならなくなつた。もはや、今までの三割減り、四割減りというような吟釀は許されなくなつて、県下業者の多くは一割五分減り、少部分のものが一割五分減りの方針を以て、年々許可をうけていた。

しかし、その程度の対策では、しょせん米穀危機の防衛にはなり得ず、酒米の徹底的な制限が企図されて、一五酒造年度には、前年実績三七五万石に対し僅か一〇〇万石が指令されたのであつた。外米を輸入しても酒米に廻わせという要求もあるだろうが、外貨の流出は忽ち戦備を危くするし、さりとて、これ以上を酒米に廻すならば、そのまま全国民の生命の危機につながつてしまふという、企画

戦争下清酒造りの推移 (長野県酒聯調、単位石)

組合別	昭和13	14	15	16	17	18	19	20	21
全國									
佐久		14,777	10,626	8,507	5,630	5,640	4,517	4,542	
上田		5,771	4,542	3,658	2,458	2,475	1,916	1,945	
北中		11,932	6,280	4,981	3,466	3,418	2,777	2,804	
須坂		5,890	5,130	3,989	2,703	2,736	2,182	2,259	
北中		0	0	0	0	0	0	0	
木曾		3,848	3,127	2,452	1,567	1,553	1,270	1,340	
諏訪		10,425	8,503	6,493	4,358	4,468	3,533	3,493	
伊那		990	1,068	832	862	882	680	686	
飯田		11,026	8,595	6,360	4,318	4,255	3,393	3,590	
合計	113,146	100,985	69,578	59,138	45,866	31,449	31,691	25,247	25,774

〔註〕 1. 須坂が独立したのは23年、以前は中野にふくまる。
2. 15年については長野県統計と些少の違いあり。

院からの指令であった。

この一〇〇万石指令に接した日、中央会では「正に、業界は呆然自失の態」と記録し、直ちに、多少なりとも復活交渉を展開した。このような大減石は、酒無し農民の増産意欲を益々減退せしめ、ついには「酒よこせ」の市民の声が、暴動へと爆発するに違いないと主張する業界の要請に譲歩して、このとき、企画院が二〇〇万石までの復活を承認したのであつたが、それでもなお、前年実績の五割二分に減らされてしまったのであり、正に半減であった。

この結果、本県においても、一二年には一萬三千石、一四年には一〇万石という足どりできていたものが、一五年には、俄然、六万九千石に落ちこんでしまつた。しかも、その翌年からはもつとひどいものになつて、足早やな減産の一途を辿り、終戦の二〇年には、遂に二万という惨憺たる有様に転落してしまつた。今さら、戦争というもののみじ目さが偲ばれよう。

このような過程の中では、もはや、酒造業の前途について見切りをつけようとするものが現われ始め、生き残ろうとするならば、何とか米を原料にしない酒作りに向かわなければと考える業者が現わたのも当然である。一六年一〇月にひらかれた上伊那酒造組合役員会の記録を見よう。

△塩沢晋作組合長あいさつ▽ 本日俄かにお集まり願つたのは、本年度の原料米が昨年よりも更に減少するためで、この際、酒造家は家業の前途について、何とか工作が必要と思われるからであります。目下、菓子屋にしても醤油味噌にしても、おいおい整理統合せられつつある有様であるから、われら業者としても上司の命令をまたずに、充分考えなければと思われます。

巷に金魚酒、今更に酒の尊とさ

昭和一五、六年頃のある日、柏原の酒造家高橋助作が、灘から送られてきた酒荷の樽をあけて見ると、なんとしても水っぽ過ぎる。これは何かの間違いであろうと、次のもう一本をあけて見ると、これも全く同じように、まるで水であり、売り物にはならなかつた。調べて見ると、輸送の途中に人夫たちがホゾをぬいて中味は飲んでしまい、その後へ水道の水をつめておいたことがわかつた（県酒連主事佐藤誠氏談）。当時、このような被害がいたる処にあつた。

それほどに、誰れも酒を欲しがり、そういうことに殆んど罪悪感をおぼえなくなつていたのである。独り酒だけではない。野菜泥棒が横行し、偽せものが氾濫し、闇取引や横流しが全く常識化してしまつていた。昭和一五年の県下の清酒生産量が、たつた七万石に過ぎなかつたのだから、二〇〇万人近い県人口の一人平均にすれば僅か三升余であり、大正時代の一斗前後に思合せれば、正に三分の一である。これでは闇取引も横行しようし、酒泥棒も防ぎ切れないわけであつた。

昭和15年、県主要工産物生産額
(長野県統計書)

工 産 総 額	235,654,302円
金 属 材 料 品	40,530,403
紡 織 材 品	20,710,157
清 菓 味 咸 索	19,363,856
豆 織 増 天	10,764,883
縫 豆 腐 品	8,789,097
機 機 及 製	6,451,551
動 膜 製	5,961,985
肥 原 造	4,190,818
精 紙 酱	3,949,889
穀 油	3,834,282
機 機 製	3,464,009
動 膜 製	3,331,527
肥 原 造	2,868,184
精 紙 酱	2,580,753
穀 油	2,420,434

かくて、生産がガタ落ちにおちこんだ一五年頃、本県工業界の中において、酒造業がどのような地位にいたかを見ておこう。金属材料品の生産が第一位に立ち、紡績品と製材品がそれに続き、酒は四位に下向した。明治以来、群を抜いて先頭に立ちつづけていた酒造業が遂にその王座をゆずつて、飛行機や弾丸造りが筆頭にせり上り、軍服づくりや建設材料が酒造りを凌駕したのである。本県における平和産業のリーダーが、その席を軍需

工業にゆずつて、太平洋戦争へと突入していくのであつた。



金魚酒時代の新聞

△昭和一五年、酒造通信△ 酒

造半減は歴史あつて以来の大事件である。然るに時局下における大衆のアルコールに対する欲求について

て、生産の半減をカバーする代用

補給が考えられないとすれば、公

然的に供給不足、商売半休、売惜しみ、買溜めなど不安焦燥が混と

ん雜然として、到るところに百鬼夜行の状を現出するのは当然である。然るに政府は根本的対策には一切頗被りの体で、何ら具体的な措置を示さず、まことに遺憾に堪えない。

小売の店先からは完全に酒が姿を消し、造り酒屋の店売りや多少出廻る巷間の飲み屋には、日を限り、時間限り、量を限って売出すのへ、一杯の酒を求めて市民が延々たる行列をつくつて殺到した。日雇の労働者も大学教授も、そうしなければ一杯の酒にありつけなかつたのである。

一五年五月二十四日、主税局長大矢半次郎の名において、開店休業の販売業者を救済するため、酒造家にむかって「一一年以前から取引の実績がある店へは、一三年度中の配給数量の四割を廻してやれ」と、きつい指令を発したが、結局は馬の耳に念仏であった。現地の税務署自体、それが出来ないことをよく知っていたので、酒造組合に対し「決して口外することなく、万一の備えのために、ある程度は蔵にしまっておけ」と指示していたほどであり、同じ大藏部内さえもが、中央と現地と政令二途に出ていたのである。

酒造家たちは、公定価格でしばられて、妙味の無い小売店へ廻すよりは、料理屋、宿屋、一杯屋へ直売する方が有利であり、裏口の直売りなら、闇流しもできたのである。したがって、無けなしの酒が極端に偏在した。小売店を通じての農村や、一般市民へは殆んど

渡らないで、専ら町の料理屋やバーにばかり出廻り、権力を持つ軍人や役人の手もとだけ届けられた。

そして、料理屋やバーでは、勝手気ままに水を割って客に出すのであった。水っぽい酒、酒っぽい水、金魚の泳ぐ酒、酒らしい水と呼ばれる酒（朝日新聞）が、極まりもなく巷にはびこり始めた。一升の酒に五割、六割の水を平氣でぶち込むのだから、金魚も元氣で泳いだ筈である。だからといって、無闇と「完全な酒」への取締りをやつてみても、そうすれば、この世の中から酒というものが姿を消え失せてしまうのである。当時の新聞が「当局も、実は、振りあげた拳のやり場に困っている形だ」と報道し、県醸造試験場長三井毅も「素人が考えると、水を割るのは以てのほかだと思うが、酒はすでに藏を出るとき一割の水を割っているわけで、従来とても販売店、殊に料理店などは水を大量に割っていたもので、要するにその限界だと思う。一月に、酒屋を、職工が襲って酒を出せと騒ぎ出しざくら需要がふえているわけだし、いろいろな意味から、われわれの監督は困難にならざるを得ない」と、新聞記者に語っていたほどである。一概に割水は不届だといってみても、全然無くなってしまったら、どうするかというのであった。

それにしても、その頃、金魚酒の氾濫が如何に激しいものであったか、幾つかの新聞記事を抜粋してみよう。

△**その頃の新聞記事**△　『水っぽい酒』の氾濫に眼を光らした県では二一日県下一斎に料理店、飲食店、小売商等につき調査したが、その濃度の判定は非常に困難なので結果の発表までには相當時日を要する。さてこの極端な水っぽい酒がどうして氾濫するか？

本年度県下の石数は政府の節米政策から前年度の三割七分減を余儀なくされたので結局六万六千石となつて、その配給数量は一ヶ月当たり五千六百余石、この内県外移出もあるので二月分の自主配給数量目標は僅か四千六百八十石に過ぎない。しかも需要農村が蕭条景気の煽りで例年に倍加、それに一般も激増の傾向を示しているので勢い需給関係に無理を生じ、加へて現在県の酒公価は最高一等の一升二円二十銭から最低同一円五十銭まで、倉出卸公価は一石当り百二十円から百五十五円となつてゐるのに、實際一石の生産費は百六十円を要する有様……その根本に大きな矛盾があるので必然的に卸売、小売商、料理店、飲食店等その配給部門で割水は免れない……というのが巷に『水っぽい酒』を氾濫させる原因である。この割水を極端に抑えたり、醸造家からの倉出制限を緩めたりすれば、この六、七月ごろには県下に一滴の酒も見られなくなるという実情に、取締りに乗出した県でも内心弱り抜いた形である。いづれにせよ左党にはどこまでも受難時代であるが、来るべき税制改革に際し酒造税は従来の一石五十五円から七十円に引上げられ、これを契機に県の協定価格も相当大巾の釣り上げを断行する方針なので上戸の悩みは一段と深刻化するだろう。

ある警察署では二一日管内酒販売店、料理屋、カフェー、バー、飲食店等に酒の強制提出を命じ不正酒の検査を開始したが、数日前から署員が内偵したところによると四割まで水を割ったものもあり、特にカフェー、バー方面が極端に水っぽい酒を客に勧め、販売店では下級品を上等品と称して売っているなどが多いので、これを機会に暴利取締違反でドシドシ摘発する方針である。また或る署でも一〇、二一両日に管内酒の一斉取締をし、県經濟保安課五味警部補の来援を求める四名の酒造家を引致取調べている。並酒に銘酒のレッテルを貼った上、水六、七割を入れて並酒一石平均百二十円のものを二百五十円で、県内は勿論関東関西方面にまで出荷した総石数六十石、暴利六十万円に達する見込みである。更にある署では二十日管内酒の一斉調査を実施したが公定價格より一升につき十錢乃至二十錢高で販売していたものの十数軒を発見、県外移出等の悪質違反はなかつたが、管内醸造家、小売店、料理店五十余軒から銘柄別に一合宛微収、県衛生課有賀技手が出張、倉元と料理店と同一品か否かにつき試験の結果、一流料亭は大体良好だが大衆相手の中小料理店、テツバ屋などで使用している酒は五、六割近く不純物が混入してあつた。

大陸戦線の兵士たちが「酒を欲しい」と望む要求に対しては、陸海軍の権力で酒造家の供出を強行することもできたが、内地の飛行機工場や軍需工場の建設に当つては労働者たちの「月給よりは酒が欲しい」と訴えるのに、どう対処すればいいのか。酒の絶えた、戦争中のその時点で、「今更らに酒の尊とさ、酒というものの持つ人生的な、社会的な意義がしみじみと思わされるのであつた。その頃、評論家阿部真之助が次のように書いていた。

△文芸春秋 五年五月号△ 酒は取り敢えず半分にされたが、半分にした後の始末については全く考へられては居ないようである。酒は減つても、飲み手は増しこそそれ減つてはいる訳ではないのである。酒の有無に拘らず、飲むだけは飲まなければならぬ。

今日酒の問題は、無い袖を振ろうとするところに存するのである。一体、米を食うか、酒を飲むか、二つに一つを選べと云えば、死ぬのを好まない限り、米を選ぶ外はないのだが、それなら酒の半減に文句をいふなど云うことは、道理に似て、情けを知らぬ申条といふべきだ。私達にしたら、二つに一つの、ぎりぎり結着のところに到着する前に、他に米の不足を補う手段がないかを、一渡り詮議した後で、酒の問題に取りかかって貰ひたかった。得心がいつたら、半減は愚か、全減でも甘んじて辛棒する覚悟はあるのだ。

話が外れるが私はこの機会に、酒の社会的意義というのを強調して置きたい。酒というものは、議論下手で、議論をすれば、何時

でも旗色が悪い。そのくせ実行となれば、酒ほど強いものは無いのである。今のような時勢に酒などは何だと云えば、酒は黙って閉口する外はないのだが、では酒が全く無くなつたら、今の時勢が、忽ち緊張するようになるだろうか。それどころかあべこべに、時勢ががっかりして、神經衰弱的になり、虚脱の状態になるのは知れ切つてある。酒は恐らく戦地でも要求されると思う。これによつて士気が振起るからである。炭坑から上ってきた坑夫達の酒に対する要求は絶対絶命だそうである。だから石炭の増産が、生産拡充の基礎を為すものなら、炭坑への酒の供給は国策の基調だとも云えないことでもない。理屈には弱くとも、無ければならぬ酒であれば、酒などは何だで済ますべきではない。しかし酒を半減した心の中には、理屈で酒を負かして済まそうとする安易な心持が働いていたのは、疑う余地がないようである。

かように実行力の強い酒が、無条件に半減されたからには、何とかして不足分だけは働き出さねばならない。差当つては水を割る方法だつたが、水の割合が多過ぎて、酒の精神を失うようになった。次には不良混成酒が登場する時代がやつてくると思われるが、酒が生理学に復讐する時代は、正にこの時より始まるのである。これにはアメリカが最も苦い経験を持つてゐる。アメリカは禁酒によつて天国を夢みていたが、現実にアメリカを訪れたものは地獄だった。地下室の密造者、密輸入者、そして密販売者をめぐつて、あらゆる悪のバチ尔斯が急速度の生長を遂げたのである。結局アメリカが禁酒によつて儲けたものは、軍隊でも滅すことの出来ないギヤングの王国と、その王国の庇護の下に社会悪の華が咲き誇つたに過ぎなかつた。これが酒の、酒の虐待に対する報復だったのである。わが国の場合はアメリカと違つて、半分だけの禁酒だからアメリカの如く手厳しい報復がやつてくる心配はあるまいが、それでも半分だけの報復は、覚悟して置いた方が万全だ。現在既に、経済的に、社会的に酒の復讐は始まつてゐるのだから。

大手の倒産で県酒聯の酒造り

継承免許の造石権にプレミアムがついて、全国的な売買が盛んになつた頃、長野県酒聯が、大手倒産の三、三〇〇石を継承する工作

に成功し、一年間、その手で造酒ののち、その権利を県内の全業者に配分した業績は、当時、全国に大きな話題を呼んだ。そして、その結果が、県醸造試験場の創立にも結びつかっていったものである。

昭和一一年に、飯田の田口順一郎と松本の三代沢酒造が倒産したが、殊に、飯田地方で古くから「南田口」と呼ばれ、昭和初頭には三、三〇〇石を上廻る実績を持ったことがあり、県業界の最右翼にいた大酒屋の倒産は、独り酒造業界にとどまらず、竜巣の地方経済界全体に大きな衝撃となつた。国会議員北原阿智之助を初め、数多くの有力者たちが保証人になっており、すべて私財を投げうつて、田口の滞納酒税を穴埋めしなければならなかつたからである。昭和恐慌の波をかぶつて、売掛代金が焦げついたため、酒税や所得税を納め切れなくなつた田口に、税金の取立ては寸分の余地を与えぬ非情なものであつた。

一年一〇月、田口は廃業したが、その廃業を知ると、いち早く灘の松竹梅系統が酒造会社を設立して田口の復活計画を進めた。しかし、大資本の侵入を飽くまでも阻止しようとする下伊那酒造組合や長野県酒聯の抵抗に会つて、それは実現しなかつた。

そんな矢先の一三年五月、酒造組合中央会の熊本大会に出かける汽車の中で、諏訪の宮坂高明と県技師三井毅が乗合せ、宮坂から「田口の持高を復活したら、どうだろ」と持ちかけた。そこで、三井が熊本大会で出逢つた先輩の反対意見を押し切り、名古屋税務監督局の意中を打診してみると、それが行けそうだという見透しになり、隠密のうちに計画が進められた。下伊那酒造組合長野原文四郎名儀で復活をうけたのち、県酒聯が中心となつて長野県酒造協同組合を結成し、その手でまず醸造を行い、あとは時期を見て県下の全業者に配分しようとの目論見であり、その儲けを投じて県立の醸造試験場の建設をも目論んだのである。かくて、一四年八月には免許願が提出された。

酒類免許申請理由書

飯田市田口順一郎氏ハ同市大字上飯田字菅沼四、四三九ノ二番地ニ於テ酒類製造中ノ処、去ル昭和十一年十月、經營不振ノタメ酒造税金九万一千六百七十二円二十三錢也ヲ滞納、遂ニ廃業スルノ余義ナキニ至リシタメ、税務御当局ニ於カレテハ爾來之ガ滞納整理ニ御尽力、現在迄ニ同人所有物競売売上金等金一万七千六百十一円七十四錢也ヲ始メ税保証人

北原阿智之助氏、松沢茂雄、牧野内駿、小島五郎、大島銀弥、菅沼千鶴子氏等ヨリ昭和十四年八月一日現在迄ニ合計金五万三千七百十一円六十錢也ヲ徵稅整理致サレ候モ尚残額金三万七千九百六十円六十錢也ガ滞納トナリ、右ニ対シテハ保証人ノ確実ナル担保物件（不動産）ヲ存シ徵稅整理上何等心配スベキモノニハ無之ト思考仕ル処ニ候。

乍然、我ガ国現下ノ状勢ハ日支事変ヲ中心ニ各種國際状勢緊迫シ、超

非常時ニアリ、全国民一億一心総動員ヲ以テ対処シツツアリ、特ニ納税報國ハ銃後ニ於ケル國民最大義務タル事ハ言ヲ待タザル所ニ御座候。然ルニ前記ノ如ク今尚多額ノ酒造税金滯納アル事ハ納税思想上ニ及ボス悪影響渺ナカラザルモノト愚考仕リ、斯業ニ携ル我々一同甚ダ遺憾トスル處ニ有之候。

翻テ之ガ地方民心並ニ財界ニ及ボシタル影響モ甚大ニシテ、第一右保証ヲ行ヒタル前記北原、松沢、牧野内、小島、大島、菅沼氏等ハ当然ノ義務トハ謂エ、多額ノ税金負担ニ依リ財産ノ大部分ヲ失ヒ、今尚担保物件差押ヘノ儘トナツテ居リ、之ガ整理ヲ行フベク仮ニ差押物件ノ強制処理ヲ行ハルノ場合ハ、小經濟地ノ事、其ノ蒙ル地方經濟ノ動搖甚大ニシテ相剋磨擦、動搖等忌ムベキ事態ノ発生ヲ予感サレ居ル次第ニ御座候故ニ我々下伊那酒造組合ハ長野県酒造組合聯合会ト協力シ、酒造滯納ヲ整

理シテ国税完納、納税報國ノ美ヲ済シ、且又其ノ保証ノ為ニ惱ム人々ヲ救濟シ、強制執行ニ依ル地方經濟ノ動搖ヲ防止スル目的ノタメ、地元下伊那酒造組合長野原文四郎氏ヲ酒類製造免許申請人トシ、酒類製造ヲ行ヒ之ニ依テ酒造税滞納ヲ完済シ、更ニ保証人ヲ救済、前記ノ目的ヲ達成スルト同時ニ地方産業振興ニ資セントスルモノニ御座候。

本申請ハ以上ノ如キ理由ニシ一私人ノ利益ヲ目的トスルモノニハ無之候ニ付キ、何卒此ノ間ノ事情ヲ御諒察ノ上、御認可相成度、理由書ヲ行テ此段及陳情候也。

昭和十四年八月三日

下伊那酒造組合長野原文四郎

飯田税務署長殿

しかし、免許がおりるまでには、県酒聯會長林七六らが一七回にも及ぶ主税局への請願運動を続けた。その間、中信組合から、倒産廃業した三代沢の三八〇石も復活一、〇〇〇石の中に包含して欲しいとの希望が出たり、或は飯田で造られる県聯酒の処分について、その地域での販路圧迫がおこらないよう配慮しなければならないなどの問題が生じて、県酒聯の幹部たちは頭を痛めた。

県酒聯は會長林七六、副會長井出今朝平、尾沢栄重郎、亀井旭彦、評議員岡崎末二、藤井伊右衛門、小林常三郎、福島幸重、川合新助、塩沢普作、野原文四郎らによって運営されていたが、一五年九月二六日には、二、〇〇〇石の免許指令に接するところまで運び込み、免許が降りると直ちに協同組合を設立し、飯田市上柳喜右衛門の蔵を借りうけて、いよいよ酒造りにとりかかった。

長野県県酒造協同組合規約

第一章 総 則

第一条 本組合ハ長野県酒造協同組合ト称ス

第二条 本組合ノ地区ハ長野県一円トス

第三条 本組合ハ地区ニ於テ清酒ノ製造ヲ業トスル者ノ有志ヲ以テ組織

第四条 本組合ハ左ノ事業ヲ行フヲ以テ目的トス

一、酒造税滞納整理強制執行ニ依リ惹起スル地方財界ノ動搖ヲ未然ニ

防止スル為滞納酒造税並ニ同一人ノ滞納国税等ヲ完納シ以テ非常時
局下ニ於ケル納税報國ヲ為スコト

二、酒造税滞納ノ為保証弁償ニ依リ殆ト破産ノ運命ニ苦吟スル保証人
ヲ救済スルコト

三、長野県醸造試験場建設資金ヲ造成スルコト

四、地方産業ノ振興ヲ図ル為清酒ノ醸造ヲ為スコト

第五条 本組合ノ事務所ハ便宜上左記二個所ニ之ヲ置ク

長野市（長野県酒造組合聯合会内）

飯田市（本組合醸造場内）

第二章 加入及脱退

第六条 第三条ニ掲ケタル資格ヲ有スル者ハ本組合ノ承諾ヲ得テ組合員
トナルコトヲ得

第七条 本組合ニ加入セントスル者ハ住所氏名及其ノ引受ケントスル出
資額ヲ記載シタル加入申込書ヲ昭和十五年八月五日迄ニ所属酒造組合
長経由ノ上本組合ニ差出スベシ

前項ノ申込アリタルトキハ本組合ハ委員会ニ諮リ其ノ諾否ヲ決ス

第八条 本組合ニ於テ加入ノ申込ヲ承諾シタルトキハ其旨本人ニ通知シ
出資ノ払込ヲナサシメタル後組合員名簿ニ登録ス 但シ特別ノ事由ア
ルモノニ限り委員会ノ決議ヲ以テ出資額ノ一部ヲ徵セザルコトヲ得

第九条 組合員ハ第三条ノ資格ヲ失ヒタル場合ノ外脱退スルコトヲ得ズ

第三章 出 資

第十条 出資ヲ分チテ第一出資、第二出資、第三出資ノ三種トス
出資額ハ総会ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第一出資ハ第四条第一項 第二項及第三項ノ目的達成ノ為ニ第二出資
ハ同上第四項ノ目的達成ノ為ニ使用スルモノトス

第三出資ハ納税担保ノ為ニ使用スルモノトス

第十二条 第一出資ハ昭和十五年八月末日迄ニ第二出資ハ同年十月末日
迄ニ金錢ヲ以テ払込ムモノトス

第十三条 出資ハ十一月十五日マデニ金錢又ハ国債ヲ以テ払込ムモノトス

第十四条 出資ノ払込ヲ怠タルトキハ其ノ払込ムベキ額ニ対シ期日後日
歩四錢ノ割合ヲ以テ延滞金ヲ徵ス

第四章 組合員ノ権利義務

第十五条 組合員ハ本組合ニ對シ左ノ権利義務ヲ有ス

一、組合規約及決議ヲ遵守スルコト

二、出資ノ払込ヲ為スコト

三、出資額ニ応ジ生産品ノ配分ヲ受クルコト

四、解散ノ場合ニ於テ出資ニ応シ生産權ノ配分ヲ受クルコト

五、解散ノ場合ニ於テ本組合ニ債務アルトキハ其ノ出資ノ限度ニ於テ
其ノ債務ヲ分担スルコト
(以下略)

協同組合の出資は第一、第二、第三の三種として、第一出資は滞納酒税の穴埋めと醸造試験場の建設費に當て、第二出資を以て昭和十五酒造年度の酒造りに當て、第三出資は納税担保に當てる計画であり、各組合の出資については、それぞれの実績にしたがつて二、

各組合の基本配分石数と出資額(円以下略)

組合名	配分石数	第一資出	第二資出	第三資出
佐久	333石7斗	22,691円	233.59円	15,016円
田中	132.7	9,023	92.89	5,971
信水	175.5	11,934	122.85	7,897
安信	124.6	8,472	8,722	5,607
筑訪	90.8	6,174	6,356	4,086
伊伊計	337.4	16,143	23,618	15,183
上北高	28.4	1,931	1,988	1,278
中西諷	249.6	16,972	17,472	11,232
上下合	129.7	8,819	9,079	5,836
	397.6	16,836	27,832	17,892
	2,000	119,000	140,000	90,000

○○○石の配分基準を決め、それに一定の額を乗ずるものとした。即ち第一出資は配分基本数一石につき六八円、第二出資は造石高一石に対し造石税をふくんで一二〇円とし、第三出資は配分基本石数に応じ一石当たり四五円を申合せた。

かくて、田口の滯納三二、九九七円とその保証人に対する補償金一一、二〇〇円、ほかに、三代沢の滯納九、○○○円などを完済するとともに、飯田で一千余石の協同醸造をおこない、それを配分基本石数にしたがって各組合に送り届けて販売の上、一六年の決算において二万三千余円の利益をあげることに成功したのであった。利益金は一部を出資者に還元し、一部を県酒聯に保留して、二千石の生産権は全業者に分配、協同組合は使命を終り解散したが、その最後に当り、長野県酒造協同組合理事長野原文四郎は「組合の成績は清酒も佳良、幸にして清算の結果多額の残余金を生じ、御同慶に候」と

△三井毅氏談▽ この復活計画を宮坂氏から相談されたとき、私は着任早々の三三才という若僧だったので先輩の永田技師に話したところ反対された。しかし、三、三〇〇石全部でなく多少の復活にしても折から減石続きだったし、造石権も一四〇円という値打ちのものだったので、長野県酒造業界のために何とかしたいと思い、内々名古屋監督局の須田間税課長と話し合いを成立させることができた。

しかしその計画を県酒聯へ持ちこんでみても、ことわれば困ってしまうので予め上伊那郡南向村の宮下貞雄氏に私案を説明して、万一の時には十万円貸してもらって処置する計画も立てておいて県酒聯に持ちこんだ。初めは県聯でも地元組合との関係があり、会長同志の感情のまざなどもあってなかなか進まなかつたが、結局やろうということに決断された。製品配給の段になつても、各組合に送りとゞける酒がそれの要望にかなつたものでなければならなかつたので、いちいち分析の上数本混合しては飯田駅から送り出し、大変なことであった。

初め、上柳の工場で造ったのち適当な時期に二、〇〇〇石の造石権を県下の全業者に配分しようと思ったのだが、一年造つたゞけ

で石当り六〇円を以て配分することができ、県醸造試験場の建設費を稼ぎ出すことにも成功した。あの日の感激は今でも忘れられない。